

インフルエンザ注意報の発令について

令和8年（2026年）2月12日（木）15時00分

北海道渡島保健所

電話：0138-47-9543

北海道では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和8年第6週（令和8年2月2日～2月8日）において、北海道渡島保健所管内の定点医療機関あたりのインフルエンザ患者報告数が、注意報基準値である10人を超えたので、まん延を防止するため注意報を発令します。

今後、北海道渡島保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いします。

記

1 定点医療機関あたりの患者報告数（第6週速報値）

区分	渡島保健所	全道	全国
定点あたり患者数	16.00	集計中	集計中

2 対応

北海道では、ホームページや各保健所などを通じて、外出後の手洗いや適度な湿度の保持、マスクの着用や咳エチケットの励行によるインフルエンザの感染予防を呼びかけています。

また、感染予防や重症化を防止するため、インフルエンザワクチンの接種も効果があるとされています。なお、全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL : <http://www.ipb.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

3 参考

（1）最近5週間における定点医療機関あたりの患者報告数（単位：人）

	第2週 (1/5～1/11)	第3週 (1/12～1/18)	第4週 (1/19～1/25)	第5週 (1/26～2/1)	第6週 (2/2～2/8)
渡島保健所	1.00	1.50	1.50	3.25	16.00※
全道	4.34	4.45	5.89	10.33	集計中
全国	10.55	11.32	16.64	30.03	集計中

※第6週の患者報告数は速報値。

（2）インフルエンザの注意報・警報とは

【発令基準】注意報：1定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で10人以上となった場合

警報：1定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で30人以上となった場合

※ 注意報・警報発令後は1定点医療機関あたりの受診患者数が10人以上であれば継続

厚生労働省の感染症発生動向調査により、管内のインフルエンザ定点医療機関を受診したインフルエンザ患者数が、注意報・警報の発令基準値に達した場合に発令します。

注意報は、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。